

## 7月の税務カレンダー

固定資産税 第2期

所得税の予定納税額の納付 第1期

長崎市のホームページより



## 消費税増税に伴う仕入税額控除の方式の比較

(週刊 税務通信より)

今回は、前号の軽減税率制度と同時に導入される「区分記載請求書等保存方式」を取り上げたいと思います。  
2023年9月30日から導入予定の「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」との相違点等を交え、ポイントを紹介します。

### ■ 適用時期

2019年10月1日から2023年9月30日までの間、仕入税額控除の方式が、現行の請求書等保存方式を基本的に維持した「区分記載請求書等保存方式」となる。

・消費税率10%への引き上げ  
・軽減税率制度のスタート



### ■ 請求書等保存方式・区分記載請求書等保存方式・適格請求書等保存方式の記載事項の比較

	請求書等保存方式 (~2019.9.30)	区分記載請求書等保存方式 (2019.10.1~2023.9.30)	適格請求書等保存方式 (2023.10.1~)
帳簿	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 ④ 課税仕入れに係る支払対価の額	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨) ④ 課税仕入れに係る支払対価の額	
請求書等	① 書類の作成者の氏名又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容 ④ 課税資産の譲渡等の対価の額(税込価額) ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	① 書類の作成者の氏名又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨) ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価額) ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨) ④ 税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

・下線部分 → 請求書等保存方式から区分記載請求書等保存方式において追加される記載事項

・二重下線部分 → 区分記載請求書等保存方式から適格請求書等保存方式において追加される記載事項

### <働き方改革・実行できていますか? >

本年4月号で「4月からこう変わる!働き方改革スタート」というタイトルの案内をしております。

さっそくですが、当事務所の顧問先に対して、長崎労働基準監督署より「労働条件等調査の実施について」という案内が届いております。7月 は資料等を持参して「長崎労働基準監督署」に行くことになりました。

持参すべき資料の中に「有給休暇管理簿(有給休暇の使用状況を確認できる資料)」という記載があります。4月号で記載しているように、本年4月1日より「使用者は、10日以上、年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日間、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。」というように変更されました。

「有給休暇管理簿」は、上記のことを実施できているか?確認するための資料です。

皆様の事業所において、備えられているかどうか?今一度、ご確認ください!